

○伊丹市使用料手数料等審議会規則

昭和46年6月29日規則第40号

改正

昭和46年12月20日規則第63号

平成17年6月3日規則第28号

伊丹市使用料手数料等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年伊丹市条例第44号）第2条の規定に基づき、伊丹市使用料手数料等審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、使用料および手数料等に関する諮問の必要な都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長をおく。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長が諮問した事項を分掌する部または課が行なう。

(細則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和46年12月20日規則第63号)

この規則は、昭和46年12月20日から施行する。

付 則 (平成17年6月3日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。